

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 七月一日から区域が変更になるわけだからいいんだと思うんですが、その場合に、先日の六月十日提案なんだけれど、もうこういうふうにあれですか、まだ決まらない、南田園三丁目三四一三一というの、もうあれかな、決まった番地なのかな。現時点ではもうこの番地はあるわけですか。私はちょっと区域の変更のものを持ってきてないので何とも言えない。現時点で三丁目三四一三一というのが存在しているわけですか。

○建設部長（森田 進君） 御指摘の件、そういう確かに疑問もあるわけですが、本件につきまして、たまたまその行政界変更というような問題もございまして、認定すること、あるいは廃止することについて都の指導を受けなければいけません。いざにいたしても七月一日付で認定をし廃止をしないと、そういうふうなことでございまして、都の指導といたしましては、新地番をもって提案することが望ましいだろうと、そういうふうな形の一応指導を受けまして、それで今回このような形で提案するわけでございます。以上でございます。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十九議案第四十一号市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第四十一号市道路線の廃止について御説明を申し上げます。

本路線市道第四十七号線は、玉川上水にかかる五丁橋の南側の緑地帯内に位置する幅員二・四二メートル、延長五十八・三八メートルの道路ですが、JR八高線と青梅線に分断される形で、それぞれ行きどまりとなっているため、一般の交通の用に供されていない状態となっております。このたび、この緑地帯を、仮称熊川緑地新設事業として整備するに当たり、本道路敷を緑地用地の一部に組み入れることにより立体的な利用を図ろうと、道路法第十条第一項の規定によりまして廃止しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、説明にかえさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十一号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十一号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十陳情第六十三・七号ひまわり共同作業所に対する補助金交付に関する陳情書を議題といたします。
本陳情書について御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十三―七号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十一陳情第六十三―八号ジュネーブ条約追加議定書の加入に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十三―八号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため明十四日から二十二日までの九日間、休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって明十四日から二十二日までの九日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は六月二十三日午前十時から開きます。  
本日はこれをもって散会いたします。

午後六時五十二分 散会

第二回福生市議会定例会会議録（第七号）

昭和六十三年六月二十三日福生市議会議場に第二回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

|      |        |      |       |      |       |
|------|--------|------|-------|------|-------|
| 一番   | 田村正秋君  | 二番   | 大森進君  | 三番   | 野口秀世君 |
| 四番   | 浜中輝夫君  | 五番   | 須釜亮次君 | 六番   | 南木繁男君 |
| 七番   | 佐藤慶二君  | 八番   | 林田武君  | 九番   | 在原博君  |
| 十番   | 村野和一郎君 | 十一番  | 松山清君  | 十二番  | 原敏子君  |
| 十三番  | 遠藤洋一君  | 十四番  | 赤星行人君 | 十五番  | 齋藤敏君  |
| 十六番  | 井上寅吉君  | 十七番  | 上野重勝君 | 十八番  | 小野久君  |
| 十九番  | 堀川實君   | 二十番  | 指田保雄君 | 二十一番 | 東田正治君 |
| 二十二番 | 宮沢良一君  | 二十三番 | 仲村清信君 | 二十四番 | 村尾栄次君 |

欠席議員は次のとおりである。

なし

欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議事務局職員は次のとおりである。

議会議事務局長 須崎 進君 議会議事務局次長 市川 昭利君

臨時速記事 川久保 友子君  
務補佐員

出席説明員は次のとおりである。

市長 石川 彌八郎君

助 役 古谷 徳男君

収入 役 高水 求君

教育長

企画財政部長 内田 和雄君

総務部長 浅見 裕康君

市民部長 小野 光朗君

福祉部長 石川 和夫君

建設部長 森田 進君

教育次長 古谷 正夫君

監査委員 佐藤 喜一郎君  
事務局 長

委員 選挙管理 局長 篠崎 寛君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十三年第一回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 六月二十三日（木）午前十時

日程第一 議案第二十八号

下水道事業の事務の委託について（審査報告）

日程第二 議案第三十一号

昭和六十三年年度福生市一般会計補正予算（第一号）（審査報告）

日程第三 議案第三十二号

昭和六十三年年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）（審査報告）

日程第四 議案第三十三号

昭和六十三年年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第二号）（審査報告）

日程第五 議案第四十号

市道路線の認定について（審査報告）

日程第六 議案第四十一号

市道路線の廃止について（審査報告）

日程第七 陳情第六十三—六号

「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書（審査報告）

日程第八 議案第四十三号

福生中央排水区（二号幹線）S—六十三その一工事請負契約

日程第九 諮問第一号

人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

日程第十 諮問第二号

人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

日程第十一 閉会中の継続審査申し出について

日程第十二 特定事件の継続調査について

午前十時 開議

○議長（村尾栄次君）　ただいまから昭和六十三年第二回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（村尾栄次君）　この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(須崎議事事務局長報告)

一、追加議案の送付について（別添参照）

○議長（村尾栄次君）　以上で報告は終わりました。

○議長（村尾栄次君） 本日の議事運営については議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告

を願います。

(議会運営委員長 仲村清信君登壇)

○議会議事運営委員長（仲村清信君）  
おはようございます。御指名をいただきましたので、去る六月二十一日に開催いた

しました議会運営委員会の結果につきまして御報告いたします

まず第三日目の案件としては、新たに提出されました議案一件、諮問二件を本日の日程に組ませていただきました。ほかは本定例会で各委員会に付託されました案件の審査報告であります。

次に日程の順序につきましては、お手元に御配付のとおり各委員会から提出されました審査報告を前段に、付託の順にお願いたしました。

次に新たに提出されました議案等の取り扱いでございますが、一括上程はなく、日程第八及び日程第九、第十のそれぞれにつきまして、慎重審査の上、即決でお願いすることと議会運営委員会としては決定いたしました。

次に全員協議会であります。理事者からの申し入れがあり、本会議終了後、協議願うことといたしました。

以上でございますが、本定例会最終日でありますので、本日の会議が円滑に運営されますようお願い申し上げます。報告いたします。

ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします

○議長（村尾栄次君） これより日程に入ります。

日程第一議案第二十八号下水道事業の事務の委託についてを議題といたします。  
本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） おはようございます。御指名がございましたので、議案第二十八号下水道の事務の委託について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、八カ年計画で年度ごとにきちっと予算が計上されていますが、物価の高騰等があった場合はどのように対応されるのか。理事者より、付属協定書の中で具体的に書いてあるが、金額は明記せず、変化が生じてもそれはそれとして進めていくことになろうかと思う。

委員より、工事維持管理や役所同士の事務的なことは昭島市に委託するというところで結構だが、行政サービスの面で住民が混乱することのないように、市民の受付窓口は福生市が行うという形ではっきりしておいてもらいたいという要望があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二議案第三十一号昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

す。（「暫時休憩」「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 暫時休憩いたします。

午前十時七分 休憩

午前十時八分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。  
まず総務委員長村野和一郎君。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第三十一号中総務委員会所管分につき、当委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず歳入全般及び第二表地方債補正につき、理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。  
委員より、土木費国庫補助金のところで中福生公園と熊川緑地の補助金の相殺関係を説明してほしいとの質疑に、前年度の補助金との関係で二百八十一万円がスライドして、熊川緑地の方で減額になるはずだったが、六十三年

補助金の総額が百三十万六千円ふえたので百五十万四千円の減額で済んだとの説明がありました。

委員より、老人保健医療特別会計繰入金で、前年度どのくらいの額を見込んで一千万円繰り出したのかとの質疑に対し、老健会計に一千万円繰り出した段階では、国・都支基金からのお金がもう少し来る予定だった。予算的には総額は足りているが、現金がその時期に来なかったために、さらに六十八万一千円を繰上充用しなければ支払いがでなかった。確かに若干見通しが甘かったと思うとの答弁がありました。

次に歳出について理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市営競技場の変圧機の修繕だが、落雷を避けるための装置はなかったのか、あってもだめだったのかとの質疑に、照明塔には避雷針はついているが、変電設備にはないし、この落雷は上から落ちたのではなく、アースから入ってしまったという特異なケースだったとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 次に、建設委員長在原 博君。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第三十一号昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第一号）歳出予算のうち、建設委員会所管分について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、中福生公園の内容については、どのように考えているか。理事者より、親水公園という形で水路の水を利用し、小さな噴水を設けたい。また広場には芝生を張り、東屋、便所、水飲み場、水生の植物を植えた池などもつくる。出入り口については四カ所予定している。

委員より、交通量の多い所でもあり、安全対策についてはどうか。理事者より、都道の公園に接する部分はほとんどガードレールが設置されており、現在ある横断歩道を利用していただく形で考えている。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 次に、厚生委員長齋藤 巽君。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） おはようございます。御指名をいただきましたので、議案第三十一号、歳出予算のうち厚生委員会所管分につきまして、委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案審査に当たり理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、町会会館の修繕等は事前にはわかると思うが、当初、そういう計画は指導されていなかったのか。また修繕の内容について伺いたいとの質疑に対し、理事者より、町会長には、できれば来年度とか計画を持ってやっていただきたいということは申し上げているが、町会の総会等において、事前にといいことはなかなかできない部分があるようであり、今回、緊急性ということで補正をお願いした。

修繕の内容であるが、武蔵野会館については屋根の修理、サッシ及び畳の取りかえ等である。本町会館についても屋根の修繕、畳の取りかえ、流し台の修理等であるとの答弁があり、また委員より、補助金は見積もりの五〇％でやっていると、工事の関係等で決算の方でやった方がいいと思うがどうか。また、今後こういうことが順次出てくると、町会ごとに差があるようであり、町会運営の費用について、今後、市としてどのような考えか伺いたいとの質疑に対し、理事者より、現状では見積もりで来るが、実際には実績報告書を出しているので、その五〇％という形で行っている。

二点目について、公共的に統一して一つの基準をつくって市の施設ということであれば、市の方で見なければならぬが、町会についてはあくまで自主的なものであり、町会によって施設のレベルも違うわけである。あくまでも修繕の最高補助額は五百万円であり、二分の一という中で補助をするということとやっているとの答弁がなされ、さらに委員より、町会によっては費用の大半が地代にとられ、福利厚生面になかなか使われていない例もあり、その点



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原 敏子君。

(十二番 原 敏子君登壇)

○十二番(原 敏子君) 議案第三十二号昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)について反対討論を行います。

この補正予算は、歳入で国庫特別調整交付金が千二百万円交付されたことにより繰越金とし、歳出で備品購入費と予備費に組まれた予算です。この国庫特別調整交付金千二百万円の交付基準は不明としながらも、保険者からの一定の資料をもとにして交付されたものです。この資料とは、一、過去三年間の税率改正、限度額の引き上げの状況。二、税の収納率の状況。三、過去三年間のレセプト点検の実施状況。四、医療費の額が他市と比べて高いこと。五、日常業務の事務処理の適正化などです。この五項目をもとに東京都が推薦をし、今回の国庫特別調整交付金が交付されたものです。

政府は、国民皆保険となっている国民健康保険の国庫負担金を一方的に削減して、保険者と被保険者にしわ寄せを行っており、その結果、保険税の値上げが続いています。国民健康保険法は、国民の医療保障を行うことは国の責務であることを本来の趣旨、目的としています。これを踏みにじり国庫負担金を削減し、国の責任を地方自治体・保険者に転嫁しています。そして、一方で保険者と被保険者を締め上げておきながら、政府の言いなりに国保運営を行えば、今回のように特別調整交付金を交付するというわけです。

私は、保険税の値上げを政府や東京都の言いなりにすればいいとする、この国庫特別調整交付金の交付基準について強い怒りを持ちます。この国庫特別調整交付金が交付された理由の一つに、保険税の値上げによるものであるということははっきりしているのです。ですから、この国庫特別調整交付金は当然被保険者に還元されるべき性質のものだと思います。それを、この補正一号では、事務の効率化のため、パーソナルコンピュータを購入するとしています。事務の効率化のために必要なものは、このような補助金が交付されなくても購入すべきであります。今回の交付

金で購入するというのは、国の指導もあるようですが、地方自治体として、また保険者として被保険者にかかる税負担を少しでも軽くするために使うべきだと考えます。

私は、保険税を三年連続で値上げをした結果、交付されたこの一千二百万円は、パーソナルコンピュータを購入するより、高い保険税で苦しんでいる被保険者の方々のために、市独自の減免制度をつくり、その財源の一部にすべきであると思いを申し述べまして、反対討論といたします。

○議長(村尾栄次君) 次に、賛成者五番須釜亮次君。

(五番 須釜亮次君登壇)

○五番(須釜亮次君) 御指名を賜り、議案第三十二号昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)について賛成討論を行います。

本議案は、ただいま委員長の報告どおり、厚生委員会において審議の上、賛成多数をもちまして可決されたのであります。この予算は、福生市国民健康保険事業の運営について、これにかかわる関係者の絶ゆる努力の結果が評価され、今後とも一層の成果が上がるよう期待を込めて、特に昭和六十二年福生市国保事業に特別調整交付金として金千二百万円が交付されたものであり、国保運営、管理の合理化を図り、ますます健全かつ安定運営を目指すべく、一般管理費としてパーソナルコンピュータの導入及び不測の事態に対応する予備費をもって歳入とのバランスを勘案して編成された予算であります。国保会計の健全運営を目指して、年々増加するレセプトの点検、医療費請求のチェック、保険料の収納等の煩雑な事務作業の改善を図り、あわせて能率向上のためにパソコンの導入こそ今最も必要であることは衆目の一致するところであります。

御高尚のとおり、福生市国民健康保険会計は、毎年度、一般会計から多額の繰入金があれば運営困難となる状況であります。昭和六十三年国保会計においては一三・一一%の増が見込まれており、一般会計から二億四千万円の繰入金が生計上されているのであります。しかしながら、問題はこのパソコンの導入の財源をどこに求めるかであり、このたびの特別調整交付金は福生市国保事業が長年にわたり被保険者を含めた関係者の努力により、全国でも数少ない優良国保事業の運営がなされたものと認められた単年度の交付金であり、言うなれば努力賞とも言ふべき、まことに喜ばしい限りであります。この機会に国保運営上、事務作業の能率改善のために、パソコン導入の財源を一般



委員より、奥の土地の利用も影響してくると思うので、この機会にいいを打って線引きといったことはしっかりしてほしい。また委員より、新堤までの道路形態をはっきりしてほしい。

理事者より、堤防側については道路の形態をなしていないのが現状である。隣地との境界を査定して決定していく作業があるので、今後明確にしていきたいとの答弁があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第六議案第四十一号市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第四十一号市道路線の廃止について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、財産管理についてはしっかりした形で道路台帳の整備をしてもらいたい。取りつけ道路についても踏切のない部分を地下道にするとか、わらつけ街道方面から玉川上水に歩行者用の橋をつくるなどの検討をしてほしい。

また委員より、緑地帯を有効に利用できるように、上水のわきを通していける遊歩道も考えてほしいと要望があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十一号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十一号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第七陳情第六十三・六号「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、陳情第六十三・六号につき、委員会における審査報告